

## ④ 定年退職者に対する慰安旅行費用

**Q** : 当社では、定年退職者に対して慰安旅行をプレゼントしようかと思っています。この定年退職者に対する費用は、課税対象となりますか？

**A** : それが永年勤続者表彰制度と同様の内容であり、社会通念上相当と認められるものであれば非課税、それを上回るような豪華なものであれば退職所得として取扱うこととなります。

### 【解説】

定年退職した者に対して行う慰安旅行費用は、次のようなことから、永年勤続者表彰制度と同様の内容であり、社会通念上相当と認められるものであれば、課税しなくてよいこととされています。

- ① 永年勤続者表彰制度に基づき永年勤続者を旅行に招待した場合のその永年勤続者の受ける経済的利益については、その永年勤続者の地位、勤続期間等に照らし社会通念上相当であると認められるものについては課税しないとする取り扱いの趣旨からすれば、定年退職者に対する旅行が、たまたま定年退職を機会に行われるからといって課税するということは適当ではないと考えられること
- ② 永年勤続者表彰旅行を非課税とし、定年退職者旅行を課税とするということは、権衡を失するといえること

なお、社会通念上、相当と認められないような旅行については、定年退職者に対する退職給与として課税されることとなります。

